

薩摩川内市一般廃棄物処理計画ごみ処理基本計画(案)に関する パブリックコメント(意見募集)手続きの結果

平成 18 年 8 月

平成 18 年 3 月 28 日から 4 月 28 日までの間、一般廃棄物処理計画ごみ処理基本計画 (案) について意見募集を行った結果、3 人から 32 件の意見の提出がありました。提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
郵送	2人
ファクス	1人
E-mail	0人
合計	3人

意見の概要及び意見に対する市の考え方は、以下のとおりです。

なお、寄せられたご意見に対して、市の考え方で「検討します。」と回答した内容につきましては、実行段階での参考とさせていただきます、引き続き検討結果については公表いたします。

No	分類	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方	頁
1	ごみ収集について	資源ごみ収集を週1回に変更できないか。	週1回収集を行うとすればリサイクル推進員の業務増や現在のネット・コンテナ収集方式から個人による資源ごみ排出専用袋による排出方式への変更など、行政によるコスト増と市民の方へのコスト増が予想されます。このため、収集回数を増やすことについては難しいと考えます。	44 45
		収集ネットに収集物の文字を大きく掲載できないか。	現在もネットに収集物名を掲載していますが、更にわかりやすく掲載できないか検討します。	(45)
3		高齢者、身障者に対して、低価格で戸別収集するシステムは図れないか。	御意見については、第5章5「(4)高齢者・独居老人宅のごみ・資源収集体制」中に検討するよう記しており、この中で検討いたします。	73
4	ごみステーションについて	ごみステーションの設置・管理を自治会に任せているが、自治会に加入していない市民(納税者)が排除されている。自治会員の気持ちも理解できるが、「公設ステーション設置を検討」というが、閉鎖的排他的市民意識が払拭されない限り、併設は混乱を招くことになりはしないか。	市としては「誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり」を目指し、設置基準の見直しを検討するとともに閉鎖的排他的市民意識の払拭の啓発を、市民の皆様と協働で取組んでいきたいと考えます。それでも基準に適合しないごみステーションを設置できず利用できない市民も予想されることから、公設ステーション設置の検討を行います。	73

No	分類	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方	頁
5	ごみステーションについて	ごみ出しマナーの徹底と共に、カラスやネコの対策も徹底してほしい。全く無策のステーションが多いようだ。	ごみの分け方・出し方のパンフレットやごみ出しカレンダーを工夫し、市民にとってより理解しやすい内容とすることで、市民意識の向上を図るよう検討します。特に転入者等にはごみの出し方の指導を積極的に行います。 また、市民団体である薩摩川内市衛生自治団体連合会では、防鳥ネットの購入補助も行っており、同補助の啓発を図ります。	73
6	資源ごみについて	紙パック(焼酎パック含む)を分別回収し、有効活用できないか。	御意見の内容は第5章5「(5)家庭ごみ分別区分」の表中で将来的に分別区分の統一を図っていくことを記載しています。なお、現在一部地域で回収している紙パックとは別に、焼酎パックは中をアルミコーティングされているため、資源化はできません。	74
7		白色トレイと発泡スチロールを100%回収し有効活用を図れないか。	白色トレイと白色発泡スチロールは現在も回収を行っており、インゴット(型枠にはめて固めたもの)にし各種再生利用業者に売払いをし、再資源化を図っています。	18
8	ごみ袋について	半透明ごみ袋をやめて中身が見えない袋(黄色)に代えるか環境にやさしく堆肥化できる袋に変えられないか。料金は200円程度で20~30枚でできないか。	中身が見えない袋(黄色)は、分別が正しいか判別できないため採用は難しいと考えています。 堆肥化できる袋については、現段階で本市のごみ処理は焼却処理であり堆肥化はしておりませんので、採用する考えはありません。	71
9	有料化について	生ごみ回収料金として一般家庭から徴収する考えはないか。	ごみ回収料金として徴収するいわゆるごみの有料化は、ごみ削減の一つの手法でありごみ削減に有効であると考えられる一方で、市民負担・不法投棄・不適正処理の増加も懸念されることから慎重に行う必要があると考えています。現在、本市のごみは市民の協力により減少している状況から、現時点で一般家庭の全ての世帯から収集料金を徴収する考えはありません。	71
10		事業所ごみについては、もう少し料金を上げてよいのではないか。	御意見の内容は第5章4(1)「②今後の方針」中에서도記していますが、事業系の自己搬入ごみ手数料について検証を行い、18年度に改定の必要性について検討します。	71

No	分類	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方	頁
11	リサイクル推進員について	リサイクル当番を廃止し、リサイクル推進員をシルバー委託するなど市で業者委託できないか。	リサイクル推進員制度は市と市民が協働で美しいまちづくりとごみの減量を目指し、市民自らリサイクルに取り組む制度です。 今後も市民の皆様と協働でリサイクル推進員制度を継続し、ごみの減量化を行います。	(73)
12	ごみ排出量の見直しについて	本市のごみ減少は、人口減頼みであることが、この統計でわかる。その中で資源ごみ量の増加は問題である。(絶対量)リデュース(排出抑制)の観点からも。資源ごみの分析が必要。また、リサイクル費用の増大も考えられないか。	第5章「2 排出抑制及び資源化に関する目標」の中で、市民・事業者・行政それぞれの果たすべき役割、具体的な排出抑制方法を示し、今後減量化を積極的に進めていきます。 また、資源回収率(可燃ごみ、不燃ごみからの資源ごみ)上昇による費用対効果の調査、研究を行います。	59 63
13	地区コミ還元金について	資源ごみ売払金の地区コミュニティ協議会への還元金を廃止し、収集業務に充てたらどうか。	資源化の推進を行うため、自治会で回収した資源ごみの売払い金は、今後も地区コミュニティ協議会に対して還元し、市民と一体となった資源化に取り組めます。	(68)
14	基本計画について	ごみ処理の基本概念は「いかに環境負荷を減らすか」である。そのための基本は「廃棄物になる容器包装材の回避が最優先」であると明確に位置づけること。回避の次に、マテリアル(物質的)リサイクルを行い、それがダメなときにサーマル(熱)リサイクルする、というはつきりしたランク付けされた規定のもとに実施することであり、住民の意識改革も必要である。	御意見については、第5章1 基本理念・方針「循環型社会の形成に向けて講ずべき対策の優先順位」の中で、 『第1: 原材料や製品等が廃棄物等になることの抑制 ・第2: 発生した循環資源は製品や部品としての再利用 ・第3: 再利用されない循環資源は原材料としての資源化 ・第4: 再利用・再資源化されない循環資源は熱回収 ・第5: 最後にどうしても利用できないものは適正処分』 と記しており、併せて※4R の取り組みの重要性を記しています。 ※4Rとは: リフューズ(発生を絶つ)、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)です。	60 61

No	分類	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方	頁
15	事業者について	第1章「1 計画策定の背景」に「容器包装リサイクル法」施行後、リターナブル容器(使用後に回収され、くり返し使用される容器)が約4割も減少している。その一方で、リサイクル対象の缶、紙パック、ペットボトル、プラスチックなど、1回しか使えないワンウェイ容器が急増した。そのため自治体のリサイクル費用(収集、運搬、保管等)負担が年間3,000億円と膨大な額となり、自治体の「資源化貧乏」が大きな社会問題となっている。さらにリサイクル費用負担が自治体に極端に過重となっているという。本市の場合どうだろうか。容器包装ごみの根本的な解決を図るために事業者の責任と負担を明確、厳正にした法制度に改めるべきと考える。」という具体的な状況を追加したらどうか。	御意見については、第5章「1基本理念・方針」の中で、 『自ら生産する製品等について、生産者が生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負う、「拡大生産者責任」という考え方で、循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられています。(抜粋)』と記しており、この中にご意見の主旨は含まれていると考えます。	1 60
16		ものを大事にし、贅沢をやめ、自分で作り、自分で修理する生活の取り組みを。	第5章2(1)市民の役割「排出抑制方法」の中で『・長期間利用可能な製品の購入 ・故障したら修理し、できるだけ長く使う』と記しており、ご意見は反映しています。	64
17	排出抑制方法について	環境保全のため、ごみ処理予算削減のため、買物は各自自分の袋を持参するようにする。	第5章2(1)市民の役割「③過剰包装の自粛」の中で『買い物袋等のごみを減らす観点から、買い物の際には、買い物かご、買い物袋等を持参したり、贈り物等の際も簡易包装のものを選びます。』と記しており、ご意見は反映しています。	65
18		店ではレジ袋や包装をしない。	第5章2(2)事業者の役割「②過剰包装の抑制」の中で『プラスチックトレイの使用を必要最小限にする等の、流通業界団体で自主的に作成した包装の基準を遵守するとともに、包装材料の減量化に一層努力します。また、消費者による買い物袋持参運動に積極的に協力・支援します。』と記しており、ご意見は反映しています。	67

No	分類	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方	頁
19	排出抑制方法について	ごみは昔のように堆肥にする。	第5章2(3)行政の役割「②生ごみ処理機器やごみ堆肥化容器の普及の促進」の中で『生ごみ処理機器や堆肥化容器の普及を促進し、生ごみを堆肥化することにより減量化を推進するだけでなく、自然へ帰すことにより農地や家庭菜園の植物の育成等に使用されるよう啓発を行っていきます。』と記しており、ご意見は反映しています。	68
20		ビニール、プラスチック製の製品使用を極力抑制する。化粧品等でびんの外を更にビニールで包んでいるが過剰包装である。行政で禁止させる。	第5章2(2)事業者の役割「②過剰包装の抑制」の中で『プラスチックトレイの使用を必要最小限にする等の、流通業界団体で自主的に作成した包装の基準を遵守するとともに、包装材料の減量化に一層努力します。』と記しており、ご意見は反映しています。	67
21	施設整備について	市で生ごみ、枯れ木、枯れ草、除草した草を回収し堆肥化施設を造り堆肥化できないか。	御意見については、第5章6「(1)将来の中間処理の基本方針」の中で『●焼却施設については将来的に1施設に統合すべきか、本土と甌島それぞれに分散するかについて調査・研究を行い、中間処理施設の整備更新を検討します。』と記しており、この中で検討したいと考えます。 なお、今後の施設の更新計画の中では、焼却に伴って発生する熱エネルギーを積極的に回収し、余熱等の有効利用が図れるよう計画していきます。	76
22		環境にやさしいリサイクル施設をつくれないか。		
23		川辺町でおこなっているダイオキシン無害化施設を建設し、処理した灰や危険物で出るごみ(貝殻、せともの、ガラスくず、植木鉢、基石、レンガ)を粉碎し無害化したものを自然(砂地)に戻したり、埋め戻し土として利用できないか。		
24		堆肥にできないか燃やせるものは燃料として、火力発電所とかで使ってもらう。		
25		廃食油を回収し市で石鹼工場をつくるか、BDF(代替植物燃料)化できないか。		

No	分類	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方	頁
26	循環型社会について	中古ランドセルを回収し、民間団体を通じ途上国に送り有効活用を図れないか。	御意見については、第5章9 広報・啓発活動、推進体制づくり「(1)推進体制」の中で『循環型社会を目指した個別施策は、市だけの取り組みで推進できるものではありません。市民・NPO、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップと協働のしくみを築き、実行することで始めて実現が可能となります。』と記しており、市民や各種団体事業者が交流できる場を提供し、循環型社会を目指します。	80
27	環境教育について	温暖化問題やリサイクルに関する事を、幼稚園、小・中・高校、大学、専門学生に授業で教えられないか。	第5章9「(2)広報・啓発活動」の中で、『循環型社会の形成が私たちの将来にとって必要不可欠であるという認識を共有することが大切であり、そのためには、私たちを取り巻く環境や廃棄物の状況を正しく理解することが必要となります。市としては、このような知識を提供するため、本市に適切なものを検討し、広報・啓発活動に取り組んでいきます。(抜粋)』と記しており、この中に御意見の主旨は含んでいます。 温暖化問題については今後の環境基本計画策定の際に参考とさせていただきます。	80
28	その他	パブコメの提出方法について、住所、氏名は不必要ではないか。気軽に意見を出せるようにしてほしい。	確かに非公表とした方が、意見・情報を提出しやすいとも考えられますが、一方で無責任な意見・情報が多数提出されて行政事務処理の混乱を招くおそれがあります。そのため、薩摩川内市パブリックコメント手続実施要綱において、責任ある意見・情報が提出されることを重視し、住所・氏名を明記していただいています。	—
29		石鹸、洗剤などの生活排水で川が汚染されている。〇〇菌を市で購入し川をきれいにできないか。	御意見の内容は、今後策定する環境基本計画策定の際に参考とさせていただきます。	—
30		川の両端に草・木・花を植栽し、川を浄化できないか。		—
31		火力発電は二酸化炭素でオゾン層を破壊するため、火力発電を廃止し水車発電、風力発電、太陽光発電に切り替えられないか。		—
32		肺がんをなくす為、韓国産杜仲葉(とちゅうよう)タバコを研究し安全なたばこをつくれぬか。		杜仲葉(とちゅうよう)タバコは既に民間で開発販売されており、市として研究開発する予定はありません。